

修学支援新制度に係る卒業の認定方針の策定・適切な実施について(概要の公表)

本校学則・校則に則り、卒業の認定に関する方針を定め適切に実施している。
卒業判定会議、卒業認定会議を経て卒業の認定にかかる方針を定め、適切に実施している。

学則(抜粋)・・・附則11 この学則の改正は、令和5年4月1日から施行する。(届出済)

(学習評価及び課程修了の認定)

- 第15条 各科目の学習目標の達成状況や評価の観点等を踏まえた総合的な評価を行う。
2 教育課程修了の認定は総授業時数の80%以上出席した者とする。

(卒業)

- 第16条 本校の所定の教育課程を修了した者には、学修評価の上 卒業証書を授与する。

校則(抜粋)・・・附則9 この校則は、令和5年4月1日から施行する。

(修了の認定)

- 第18条 校長は、学生が所定の課程を学習し、学習成績及び出席日数が、次の基準に適合する者について、修了を認定する。
2 学習成績の評価得点が履修教科等において目標を達成したと認められる者。
3 全教科の出席率が学則に定める総時間数の80%以上である者。